DIS Moble eSIM powered by KDDI 通信サービス基本約款

初版

令和 7年 3月 1日

ダイワボウ情報システム株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このDIS mobile eSIM powered by KDDI通信サービス基本約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりDIS mobile eSIM powered by KDDI通信サービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供 条件は、変更後の約款によります。
 - 2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
 - 3 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規 則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申 出により提供条件事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他 相当の方法によりその内容を説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語 DIS mobile eSIM powered by KDDI powered by KDDI 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備 電気通信サービス 電気通信事業者 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者 電気通信回線 電気通信回線 で表現は受ける回線 電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 で気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
powered by KDDI として提供する通信サービス。以下「DISM eSIM KDDI」といいます。 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信 設備を他人の通信の用に供すること 電気通信事業者 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者 電気通信回線 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え又は受ける回線 電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
RDDI」といいます。 電気通信設備
電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信 設備を他人の通信の用に供すること 電気通信事業者 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え又は受ける回線 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 で一タ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信 設備を他人の通信の用に供すること 電気通信事業者 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者 電気通信回線 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え又は受ける回線 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 で一タ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
設備を他人の通信の用に供すること 電気通信事業者 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者 電気通信回線 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え又は受ける回線 電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
電気通信事業者 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者 電気通信回線 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え又は受ける回線 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 で一タ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
す。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者 電気通信回線 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え又は受ける回線 電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
った者 電気通信回線 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、 伝え又は受ける回線 電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体 として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
電気通信回線 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、 伝え又は受ける回線 電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体 として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
伝え又は受ける回線 電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体 として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
電気通信回線設備 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
として設置される交換設備並びにこれらの附属設備 データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
データ通信 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受
ける通信
1 3 2 1
電話網 主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電
気通信回線設備
データ通信網 データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気
通信回線設備
インターネット接続 電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通
サービス 信サービス
DISM 当社が提供する電気通信サービス、DIS mobile の略称
eSIM パソコンやスマートフォンなどの通信端末にあらかじめ組み込まれた
一体型のデジタルSIM

	※eSIMとは、「embedded Subscriber Identity Module」の略で、eSIMは、通信機器にあらかじめ組み込まれたSIMの情報を書き換えるだけで、物理的なSIMカードの抜き差しと同じ役割を果たします。
サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所
	(2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業
	所
DISM eSIM KDDIM契	当社から本サービスの提供を受けるための契約
約	
DISM eSIM KDDI契	 当社と本サービスの契約を締結している者
約者	
4G LTE	 電話網又はデータ通信網を使用して KDDI 株式会社(以下「KDDI
TG ETE	社」といいます。)が提供する電気通信サービス(車載用又は携帯用の
	アンテナ設備及び無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した
	電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)であって、KDDI 社のUQ
	mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービス、副回
	MIDDITIE 通信サービス美術制制に定める but MIDDITIE 通信サービス、 画面 線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービス及び LTE-M 端末
	(無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 49
	条の6の9第1項及び第6項に定める条件に適合する無線設備をいい
	ます。)に対して提供するサービス以外のもの
5G	電話網又はデータ通信網を使用し KDDI 社が提供する電気通信サービ
	ス(車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置と無線基地
	局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)
	であって、KDDI 社のpovol 0 通信サービス契約約款に定めるpo
	vo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービス契約約款に定める
	povo2.0 通信サービス又はUQ mobile通信サービスⅡ契約
	約款に定めるUQ mobile通信サービスⅡ以外
	のもの
協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通
	信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業
	法」といいます。) 第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1
	項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)
中継サービス	電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号
	を用いて提供される電気通信サービス
携帯電話サービス	電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供さ
	れる電気通信サービス
携帯電話事業者	特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者
移動無線装置	DISM 契約に基づいて、陸上(河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を
	含みます。以下同じとします。) において使用される無線送受信装置
—————————————————————————————————————	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設
Service Service PUM	置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内
	を含みます。)または同一の建物内であるもの
 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのDISM通信
ハベ 収水 会できじ /リ 0人 //用	特勤無縁表置との間で電波を返り、または支げるためのしては風間 サービス契約の提供元となる特定携帯電話事業者の電気通信設備
 通信端末(端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16 年1月26日
	端末機器の技術基準週日認定等に関する規則(平成10 年1月20日 総務省令第15 号)第3条で定める種類の端末設備の機器
ともいう)	
自営電気通信設備 	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備 N.M.O.
	以外のもの

契約者回線	本サービス契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備と本サー
	ビス契約者が指定する移動無線装置 との間に設定される電気通信回線
KDDI 相互接続点	KDDI株式会社が LTE 約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他
	の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じと
	します。)により提供する電気通信サービス (au(WIN)) 通信サービス
	を除きます。)に係る電気通信設備と au(LTE)通信サービスに係る電気
	通信設備との間の接続点
他社相互接続点	当社または特定携帯電話事業者と当社以外または特定携帯電話事業者
	以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る
	電気通信設備の接続点。
契約者回線など	(1)契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続さ
	れる電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置す
	る電気通信設備
	(2)相互接続点
契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別す
	るための英字若しくは数字の組み合わせ
料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいい
	ます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
付加機能	DISM eSIM KDDI通信サービスに付随するサービスとして、別表に記載
	するサービスで、かつ、DISM eSIM KDDI 契約者から利用の請求に基づ
	き当社が提供を承諾したい場合、DISM eSIM KDDI 契約者に提供するサ
	ービス
アクセスポイント/	特定携帯電話事業者が設置する電気通信設備のひとつで、DISM eSIM
APN	KDDI 契約者がデータ通信を実施するにあたり使用する端末機器から電
	気通信設備への接続先
ユニバーサルサービ	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充
ス料	てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規
	則(平成14年6月19 日総務省令第64号)により算出された額に
	基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律
料	第 53 号)に定める電話リレーサービスの提供の確保 のための負担金
	に充てるために、 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法
	律施行規則(令和2年総務省令第 110 号) により算出された額に基
My th av I t-	づいて、当社が定める料金
消費税相当額 	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規
	定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律
	第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方
	消費税の額
電子メール	メッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを配信する方法
	(以下、「電子メール等」といいます。)

第2章 通信サービスの種類

(通信サービスの種類)

第4条 DISM eSIM KDDIの通信サービスは、当社が無線基地局設備とDISM契約者が指定する移動無線装置(DISM eSIM KDDIで提供するeSIMにより、当社が指定する方式により伝送交換を行うためのものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、データ通信を行うサービス。

(サービス区域)

第5条 DISM eSIM KDDIのサービス区域は、KDDI社が提供するau回線サービスの日本国内エリアに限定いたします。

エリア確認先:https://www.au.com/mobile/area/map/

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社が販売する、1のDISM eSIM KDDI対応モデルごとに1のDISM eSIM KDDIの契約を締結します。この場合、DISM eSIM KDDIの契約は1のDISM eSIM KDDIモデルにつき1回に限ります。

(契約者、利用者の範囲及び契約者の責任)

第7条 契約者は、法人に限るものとします。この約款において「法人」とは以下をいうものとします。

地方公共団体/独立行政法人/特殊法人/株式会社/有限会社/合同会社/合資会社/合名会社/協同組合/管理組合/互助会/一般財団法人/公益財団法人/一般社団法人/公益社団法人/社会福祉法人/NPO 法人/宗教法人/学校法人

2 契約者は、自己の役職員のほか、子会社、関連会社、支部、フランチャイジー組織(以下「契約者グループ」といいます。)の役職員を、契約者グループ内の利用者として、この基本約款に基づく通信利用権の付与を認めることができますが、自己の役職員であると契約者グループの役職員であるとを問わず、この約款の遵守を含めすべての利用者の作為不作為について契約者が責任を負うものとします。

(契約申込の方法)

- 第8条 DISM eSIM KDDIの申し込みをするときは、契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法にて申し込みを行うものとします。
 - 2 前項の申し込みは、法人の申し込みにおいては、当社が別に定める方法によります。

(契約申込の承諾)

- 第9条 当社は、DISM eSIM KDDI契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
 - 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱い上余裕がないとき又は当社の業務の遂行 上支障があるときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) DISM eSIM KDDI本サービス契約の申し込みをした者がDISM eSIM KDDI通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第8条(契約申込の方法)に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。
 - (3) DISM eSIM KDDI契約の申し込みをした者が、第24条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当し、DISM eSIM KDDI通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはDISM eSIM KDDI契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) DISM eSIM KDDI契約の申し込みをした者が、当社が提供するDISM eSIM KDDI通信サービス以外のサービスの利用を停止されたことがある又はDISM eSIM KDDI通信サービス以外のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第60条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) DISM eSIM KDDI契約の申し込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)第11条の規定に違反して通話可能端末設備等(携帯電話不正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。)を貸与したものと当社が認めたとき。

- (7) 申込み履歴がすでにある場合や別の通信端末への契約移行のお申込みのとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (9) 事由の如何を問わず携帯電話事業者が承諾しないとき。

(契約者確認の取り扱い)

第10条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、DISM eSIM KDDI契約者に対して、契約者確認 (携帯電話不正利用防止法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。)を行うことがあります。この場合においては、DISM eSIM KDDI契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

(契約者識別番号)

- 第11条 DISM eSIM KDDI通信サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。なお、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
 - 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、DISM eSIM KDDI通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
 - 3 当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめ そのことをDISM eSIM KDDI契約者に通知します。

(契約者の氏名等の変更)

- 第12条 DISM eSIM KDDI契約者は、契約者連絡先(会社名、担当者名、住所、本社住所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレスをいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかにDISM eSIM KDDI通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により届け出ていただきます。
 - 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - 3 DISM eSIM KDDI契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がそのDISM eSIM KDDI 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付(メールや郵送など)したときは、その内容等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのDISM eSIM KDDI契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
 - 4 DISM eSIM KDDI契約者が事実に反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
 - 5 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届 出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面等による通 知等は行わないこととします。
 - 6 5に該当する場合であって、当社が書面等による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能またはその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するまたは電子メールその他の方法により、DISM eSIM KDDI契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、DISM eSIM KDDI契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等はDISM eSIM KDDI契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
 - 7 当社は、当社がその契約者回線について第24条(利用停止)に基づくDISM eSIM KDDI通信サービスの利用の停止又は第16条(当社が行う契約の解除)に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び6のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
 - 8 DISM eSIM KDDI契約者は、1の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害につ

いて、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

(契約者の地位の承継)

- 第13条 法人の合併若しくは分割によりDISM eSIM KDDI契約者の地位の承継があったときは、、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのDISM eSIM KDDI通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 2 DISM eSIM KDDI契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第12条(契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(契約に基づく譲渡の禁止)

- 第14条 DISM eSIM KDDI契約者がDISM eSIM KDDI契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。
 - 2 DISM eSIM KDDIの契約は対応モデルの新品購入又はレンタルもしくはリース契約した場合 にのみ適用され、契約後の譲渡品や転売品には適用できません。

(契約者が行う契約の解除)

第15条 DISM eSIM KDDI契約者は、DISM eSIM KDDI契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

- 第16条 当社は、第24条(利用停止)の規定によりDISM eSIM KDDI通信サービスの利用を停止 されたDISM eSIM KDDI契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのDISM eSIM KDDI契約 を解除することがあります。
 - 2 前項の規定にかかわらず、当社はDISM eSIM KDDI契約者が第24条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、DISM eSIM KDDI通信サービスの利用停止をしないでそのDISM eSIM KDDI契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、そのDISM eSIM KDDI契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめDISM eSIM KDDI契約者に通知します。ただ、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、当社はDISM eSIM KDDI契約者について、破産法、民事再生法 又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直 ちにそのDISM eSIM KDDI契約を解除することがあります。
 - 5 前4項の規定にかかわらず、当社は携帯電話事業者からの連絡に基づきそのDISM eSIM KDDI契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第17条 DISM eSIM KDDI契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 eSIM について

(eSIM の貸与)

- 第18条 当社は、DISM eSIM KDDI 契約者に対し、eSIM は SIM プロファイルの形態を用いて貸与し、これを SIM カード相当として取扱います。本項以降、eSIM と記載します。この場合において、貸与する eSIM の数は、1の DISM eSIM KDDI 契約につき1とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する eSIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを DISM eSIM KDDI 契約者に通知します。
- 3 DISM eSIM KDDI 契約者に対して、ICカードタイプの SIMカードを発行することはできません。

(契約者識別番号その他の情報の登録等)

- 第19条 当社は、次の場合に、当社の貸与する eSIM に契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。
 - (1) eSIMを貸与するとき。
 - (2) その他、当社のeSIMの貸与を受けているDISM eSIM KDDI契約者から、そのeSIMへの契約者識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。
 - 2 当社は、前項の規定によるほか、第11条(契約者識別番号)第2項の規定により契約者 識別番号を変更する場合は、契約者識別番号その他の情報の登録などを行います。
 - 3 当社は、当社または携帯電話事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的 にその契約者識別番号を変更することがあります。契約者識別番号を変更する場合は、契約 者識別番号その他の情報の登録などを行います。

(eSIMの情報消去)

- 第20条 当社は、次の場合には、当社のDISM eSIM KDDI契約者に貸与する eSIM に登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
 - (1) その eSIM の貸与に係る DISM eSIM KDDI 契約の解除があったとき。
 - (2) その他、eSIM を利用しなくなったとき。
 - (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行なったとき。

(eSIMの管理責任)

- 第21条 当社の eSIM の貸与を受けている DISM eSIM KDDI 契約者は、その eSIM を善良な管理者の 注意をもって管理していただきます。
 - 2 当社の eSIM の貸与を受けている DISM eSIM KDDI 契約者は、eSIM について盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
 - 3 当社は、第三者が eSIM を利用した場合であっても、その eSIM の貸与を受けている DISM eSIM KDDI 契約者が利用したものとみなして取り扱います。
 - 4 当社は、eSIMの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。

(eSIM暗証番号)

- 第22条 DISM eSIM KDDI契約者は、当社が別に定める方法により、eSIM暗証番号(そのeSIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録を行います。この場合において、当社からそのeSIMの貸与を受けているDISM eSIM KDDI契約者へその暗証番号は、当社が管理を行います。
 - 2 DISM eSIM KDDI契約者への開示は、開示要求がない限り開示はいたしません。

第5章 利用中止および利用の停止

(利用中止)

- 第23条 当社は、次の場合には、DISM eSIM KDDI通信サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社または携帯電話事業者の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第30条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について通信機器料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に DISM eSIM KDDI 通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
 - 3 当社は、前2項の規定によりDISM eSIM KDDI通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第24条 当社は、DISM eSIM KDDI契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が 定める期間 (そのDISM eSIM KDDI通信サービスに係る料金等その他の債務が支払われるまで の間とします)、そのDISM eSIM KDDI通信サービスの利用を停止することがあります。
 - (1)料金その他の債務について、その通信端末の購入元へ支払期日を経過してもなお支払 わないとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの 事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)。
 - (2) DISM eSIM KDDI通信サービスに係る契約の申し込みに当たって、事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第12条 (契約者の氏名等の変更)の規定に違反若しくは届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
 - (4) DISM eSIM KDDI契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のDISM eSIM KDDI通信サービスに係る料金その他の債務またはDISM eSIM KDDI契約者が当社と 契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務 (その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) 第10条(契約者確認の取り扱い)、第17条(その他の提供条件)において準用する場合を含みます。)の規定に違反したとき。
 - (6) DISM eSIM KDDI契約者がそのDISM eSIM KDDI通信サービスまたは当社と契約を締結している他のDISM通信サービスの利用において第60条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (7)契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (8) 別記5若しくは別記6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたは その検査の結果、技術基準等(別記1に規定する技術基準および技術的条件をいいま す。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通 信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (9)別記7、別記8、別記9 または別記10の規定に違反したとき。
 - (10) 第49条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (11) 支払手段として指定されているクレジットカードを使用することができなくなった

とき。

(12)特定携帯電話事業者から当該契約者識別番号の利用停止の通知が当社にあったとき 2 当社は、本条の規定により DISM eSIM KDDI 通信サービスの利用を停止するときは、あらか じめその理由、利用停止をする日および期間をそ DISM eSIM KDDI 契約者に通知します。た だし、本条第(6)の規定により、DISM eSIM KDDI 通信サービスの利用を停止する場合であ って、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

第6章 通信

(通信の種類)

第25条 DISM SIM契約者が利用できる、DISM eSIM KDDI通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、
	又は受ける通信

(インターネット接続サービスの利用)

- 第26条 DISM eSIM KDDI契約者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
 - 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を 負わないものとします。

(通信の条件)

第27条 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が第5条 (サービス区域)に規定するサービス区域内に在圏する場合に限り行うことが出来ます。た だし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等 電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

- 第28条 KDDI相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。
 - 2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき当社または特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。
 - 3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(この約款で提供する DISM eSIM KDDI 通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。

(国際アウトローミング・国際電話サービスの利用等)

第29条 DISM eSIM KDDI通信サービスでは、特定事業者約款で規定されている国際に係る通信サービスは利用することはできません。

(通信利用の制限等)

- 第30条 当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。
 - (1) 次に掲げる機関が使用しているDISM eSIM KDDI通信サービス (当社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線などへの通信を中止する措置を含みます。)

機関名	
気象機関	

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

(通信の利用を制限する措置)

- 第31条 前条の規定による場合のほか、当社または携帯電話事業者は、DISM eSIM KDDI契約者へ事前の通知をすることなく次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。
 - (2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がDISM eSIM KDDI通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - (3) 当社または携帯電話事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する当社のDISM eSIM KDDI通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (4)) DISM eSIM KDDI契約者が別記3に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。
 - 2 当社または携帯電話事業者は、前項の規定による場合のほか、当社または携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、圧縮その他 DISM eSIM KDDI 通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。
 - 3 当社または携帯電話事業者は DISM eSIM KDDI 契約者の契約者回線から行った通信に関して、次の措置を執ることがあります。
 - (1) 当社または携帯電話事業者が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信 等を制限する措置
 - (2) 当社または携帯電話事業者が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置
 - (3) 一定時間内に大量または多数の通信があったと当社または携帯電話事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用または中止する措置
 - (4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社または携帯電話事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止する措置
 - (5) セッションの設定が長時間継続されたと当社または携帯電話事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止する措置

(6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社または携帯電話事業者が認めた場合に おいて、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止する措置

(通話サービス)

第32条 DISM eSIM KDDI通信サービスは、通話サービスのご利用はできません。

(国際電気通信事業者等への情報通知)

第33条 当社は、国際電気通信事業者等から請求があったときは、利用者情報等を当該事業者に 通知することがあります。

(通信サービスのための電話番号の付与)

- 第34条 当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスの利用者に対し、電話番号を定め、1つの契約回線に対して1つ付与します。
 - 2 付与する電話番号で通話サービスをご利用いただく事はできません。

(その他通信利用の制限等)

第35条 当社は、第30条(通信利用の制限等)および第34条(通信の利用を制限する措置)によるほか、当社または携帯電話事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備(携帯電話事業者の電気通信設備を含みます。)に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

(指定接続先との通信利用の制限等)

- 第36条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載するWebサイト(児童ポルノアドレスリストに基づきます。) について、DISM eSIM KDDI契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。
 - 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
 - 3 本条第1項および第2項の規定によりDISM eSIM KDDI契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
 - (注)本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。
 - (注)本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第37条 DISM eSIM KDDI通信サービスに係る料金は、料金等の適用に規定する基本使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、付帯サービスに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料とします。
 - 2 DISM eSIM KDDI 通信サービスの工事に関する費用は、料金等の適用に規定する工事費とします。
 - 3 DISM eSIM KDDI 通信サービス用の端末料金他の請求については、この約款のほか別途当社が定めるところに従うものとします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

- 第38条 DISM eSIM KDDI信契約者は、そのDISM eSIM KDDI契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算してDISM eSIM KDDI契約の解除又は廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金等の適用に規定する基本使用料または付加機能使用料の支払いを要します。
 - 2 前項の期間において、利用停止等により DISM eSIM KDDI 通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) DISM eSIM KDDI契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) DISM eSIM KDDI契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
 - (3) 前号の規定によるほか、DISM eSIM KDDI契約者は、次の場合を除いて、DISM eSIM KDDI通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別 DISM eSIM KDDI 契約者の責めによらない理由により DISM eSIM KDDI 通信サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻とに日数を計算し、その日数にから起算して24時間以上その状態が連続したとき。 本書の表するの DISM eSIM KDDI 通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、ご利用期間の 延長を検討いたします。

(通信料の支払義務)

第39条 DISM eSIM KDDI契約者は、その契約者回線(当該契約者回線のDISM eSIM KDDI契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社または携帯電話事業者が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金等の適用の規定に基づいて算出した通信料の支払いを要します。

(解除料の支払義務)

- 第39条の2 DISM eSIM KDDI契約者は、料金表第1の規定に該当する場合には、料金表第3(解除料)に規定する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項に規定する通知を行う場合、DISM eSIM KDDI契約者が料金表第3(解除料)1(適用)(1)本文の規定による契約解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめ電子メール等により通知します。この場合において、通常、DISM eSIM KDDI契約者が当該電子メール等を受信すべきときに、DISM eSIM KDDI契約者に到達したものとみなします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断したDISM eSIM KDDI契約者に対しては、書面により通知します。

(初期契約解除の取扱い)

第40条 DISM eSIM KDDI通信サービスは初期契約解除の適用は除外となります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第40条の2 DISM eSIM KDDI契約者は、DISM eSIM KDDI通信サービスに係る契約の申し込み又は 手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する手続きに関す る料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取 消しがあったときは、この限りでありません。この場合において、既にその料金が支払われ ているときは、当社は、その料金を返還します。

(付帯に関する料金の支払い義務)

第41条 DISM eSIM KDDI 契約者は、DISM eSIM KDDI 通信サービスに係る付帯サービスの申し込み に要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する付帯に関する料金の 支払を要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

- 第42条 DISM eSIM KDDI 契約者は、料金等の適用に規定する料金(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。)の支払いを要します。
 - 2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったと きは当該月分のその料金を請求するものとします。
 - 3 DISM eSIM KDDI 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
 - 4 DISM eSIM KDDI 契約者はユニバーサルサービス料を別途お支払いいただく必要はございません。当社がその料金を携帯電話事業者へお支払いいたします。

(電話リレーサービス料の支払義務)

- 第43条 DISM eSIM KDDI 契約者は、料金月の末日が経過した時点に DISM eSIM KDDI 通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第8(電話リレーサービス料)に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。
 - 2 当社は、電話リレーサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったとき は当該月分のその料金を請求するものとします。
 - 3 DISM eSIM KDDI 契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、 その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意する ものとします。

4 DISM eSIM KDDI 契約者は電話リレーサービス料をお支払いいただく必要はございません。 当社がその料金を携帯電話事業者へお支払いいたします。

(窓口支払手数料の支払義務)

第44条 DISM eSIM KDDI 契約者は、当社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表第6(窓口支払手数料)に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第45条 DISM eSIM KDDI 契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第表第7(督促手数料)に規定する督促手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

- 第46条 DISM eSIM KDDI 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
 - 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、DISM eSIM KDDI 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その 工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、 その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算及び支払

(料金の計算方法等)

第47条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金等の適用に定めるところによります。

(期限の利益喪失)

- 第48条 DISM eSIM KDDI契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) DISM eSIM KDDI契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) DISM eSIM KDDI契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他 法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) DISM eSIM KDDI契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) DISM eSIM KDDI契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) DISM eSIM KDDI契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) DISM eSIM KDDI契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他DISM eSIM KDDI契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

- 2 DISM eSIM KDDI 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに DISM eSIM KDDI 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。
- 3 DISM eSIM KDDI 契約者は、本条第1項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、当社はこの約款に基づく料金その他の債務の全てについて回収代行会社を通じて請求することがあること、ならびに、DISM eSIM KDDI 契約者に係る会社名、担当者氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号、メールアドレス及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各回収代行会社に提供することにつきあらかじめ同意するものとします。

第4節 預託金

(預託金)

- 第49条 DISM eSIM KDDI契約者は、次の場合には、DISM eSIM KDDI通信サービスの利用に先立って 預託金を預け入れていただくことがあります。
 - (1) DISM eSIM KDDI契約の申し込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 第24条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
 - 2 預託金の額は、1契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
 - 3 預託金については、無利息とします。
 - 4 当社は、その DISM eSIM KDDI 契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
 - 5 当社は、預託金を返還する場合に、DISM eSIM KDDI 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(買い戻しによる預託金の充当)

第50条 当社又は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、DISM eSIM KDDI契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、そのDISM eSIM KDDI契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第51条 DISM eSIM KDDI契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(遅滞利息)

第52条 DISM eSIM KDDI契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第8章 保守

(契約者の維持責任)

- 第53条 DISM eSIM KDDI契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)などに適合するよう維持していただきます。
 - 2 前項の規定のほか、DISM eSIM KDDI 契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります。)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- 第54条 DISM eSIM KDDI契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社または携帯電話事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
 - 2 前項の確認に際して、DISM eSIM KDDI 契約者から要請があったときは、当社は、DISM eSIM KDDI 通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果 を DISM eSIM KDDI 契約者に通知します。
 - 3 当社は、前項の試験により当社または携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは DISM eSIM KDDI 契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

- 第55条 当社は、当社または携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、 速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理または復旧 を保証するものではありません。
 - 2 前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第30条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備	
	気象機関に設置されるもの	
	水防機関に設置されるもの	
	消防機関に設置されるもの	
	災害救助機関に設置されるもの	
	秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの	
'	防衛に直接関係がある機関に設置されるもの	
	海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの	
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
	通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの	
	電力の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
0	ガスの確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
2	水道の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	

	選挙管理機関に設置されるもの
	別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置され
	るもの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順
	位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

3 携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、該当する携帯電話事業者の特定事業者約款に準ずるものとします。

第9章 付随サービス

(付随サービス)

第56条 当社は、DISM eSIM KDDI契約者にDISM eSIM KDDI通信サービスに係る付随サービスを提供します。その取扱いについては、第57条乃至第59条に定めるところによります。

(請求書の発行)

- 第57条 当社は、DISM SIM契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書(DISM SIM契約者がDISM SIM契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限ります。)を発行します。ただし、そのDISM SIM契約者がDISM SIM契約を締結していない場合またはDISM SIM通信サービスに係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りでありません。
 - 2 DISM SIM契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規 定する手数料の支払いを要します。
 - 3 DISM SIM契約者は、料金等の適用の規定によりDISM SIM契約に係る料金等 の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして 取り扱うことに同意していただきます。

(支払証明書の発行)

- 第58条 当社は、DISM SIM契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書(そのDISM SIM契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。)を発行します。
 - 2 DISM SIM契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規 定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(利用明細書の発行)

- 第59条 当社は、DISM SIM契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その利用明細書(そのDISM SIM契約者に係る料金の通知をいいます。以下同じとします。)を発行します。
 - 2 DISM SIM契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規 定する手数料の支払いを要します。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

- 第61条 当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのDISM eSIM KDDI通信サービスが全く利用できない状態(そのDISM eSIM KDDI契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのDISM eSIM KDDI契約者の損害を賠償します。
 - 2 前項の場合において、当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDISM eSIM KDDI通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金等の適用のうち、基本使用料として規定する料金
 - (2)料金等の適用のうち、通信料として、規定する料金(DISM eSIM KDDI通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均データ通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
 - 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金等の適用の規定に 準じて取り扱います。
 - 4 当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

- 第62条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
 - 2 当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、DISM eSIM KDDI契約者が使用若しくは所有している端末機器の改造または交換等を要することとなった場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第63条 当社は、DISM eSIM KDDI契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をしたDISM eSIM KDDI契約者にその理由を通知します。ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(無線事業における利用の禁止)

第64条 DISM eSIM KDDI 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業(事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。)の用に供してはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

- 第65条 DISM eSIM KDDI契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1)端末設備(移動無線装置に限ります。)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
 - (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為 を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4)端末設備若しくは自営電気通信設備又はeSIMに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でDISM eSIM KDDI通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (6) 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (7) DISM eSIM KDDI通信サービスを利用するために必要となる端末機器については、DISM eSIM KDDI契約者が自己の費用と責任において維持すること。
 - 2 DISM eSIM KDDI 契約を通じて提供した eSIM による通信は、すべて DISM eSIM KDDI 契約者 が利用したものであるとみなします。
 - 3 DISM eSIM KDDI 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
 - 4 DISM eSIM KDDI 契約者が第1項の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約者回線の契約者識別番号及び契約者の義務に違反した旨等をその DISM eSIM KDDI 契約に係る携帯電話事業者に通知することがあります。

(電気通信事業者等への情報の通知)

第66条 DISM eSIM KDDI契約者は、第15条(契約者が行う契約の解除)又は第16条(当社が行う契約の解除)の規定に基づきDISM eSIM KDDI契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、他の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(DISM eSIM KDDI契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

- 第67条 当社は、DISM eSIM KDDI契約者に係る会社名、担当者名若しくは名称、連絡先の電話番号、メールアドレス、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社または協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、DISM eSIM KDDI通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。
 - (注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、DISM eSIM KDDI契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(種類の変更)

第68条 DISM eSIM KDDI契約者は、その利用するDISM eSIM KDDI通信サービスを料金表第1に定めた料金種別は、相互間の変更はできません。

(是正措置)

- 第69条 当社は、当社において、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。
 - (1) 第60条(利用に係る契約者の義務) 第1項の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。
 - (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

- 第70条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、DISM eSIM KDDI 契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。
 - 2 前項の場合に、当該 DISM eSIM KDDI 契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(サービスの終了)

- 第71条 当社は、次の場合には、DISM eSIM KDDI通信サービスを終了することがあります。
 - (1) DISM eSIM KDDI通信サービスを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、 安定したDISM eSIM KDDI通信サービスの提供ができない、またはできなくなるおそれが あると当社が判断したとき。
 - (2) 当社が提供する他のサービスに伴い、DISM eSIM KDDI通信サービスの必要性が著しく 低下したと当社が判断したとき。
 - (3) 経営上、技術上などの理由によりDISM eSIM KDDI通信サービスが適正かつ正常な提供ができなくなりDISM eSIM KDDI通信サービスの運営が事実上不可能になったとき。
 - (4) 携帯電話事業者のサービスが終了したしとき、または当社と携帯電話事業者との契約が終了したとき。

- (5) その他の理由でDISM eSIM KDDI通信サービスが提供できなくなったとき。
- 2 当社は、前項の規定により DISM eSIM KDDI 通信サービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを DISM eSIM KDDI 契約者に通知します。
- 3 当社は、その終了する DISM eSIM KDDI 通信サービスを DISM eSIM KDDI (年額版) でご利用中の場合、サービスを停止する日から本来の契約が終了する日までの残日数の代替通信サービスの提供あるいは、残日数の通信料金に相当する金額を返金いたします。

(法令に規定する事項)

第72条 DISM eSIM KDDI通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第79条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(合意管轄裁判所)

第80条 この約款に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と します。

(準拠法)

第81条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金等の適用

1 料金等の設定

当社が提供する DISM eSIM KDDI 通信サービスの基本使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、付帯サービス関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び工事費に関する料金は料金表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2 料金の計算方法等

- (1) 当社は、DISM eSIM KDDI 契約者がその DISM eSIM KDDI 契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、付帯に関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- (2) 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、(1) の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3)料金の計算は、当社が別に定めに規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。ただし、料金を日割りする場合には、当社が別に定めに規定する税込額に代えて、税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

3 月額料金の日割り

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りでありません。
 - (ア) その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。
 - (イ) その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。
 - (ウ)料金月の起算日以外の日に、基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、 増加または減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (エ) 第43条(基本使用料等の支払義務) 第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (オ) 第53条(料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
- (2) 第1項の規定による基本使用料の日割は、その料金月に含まれる日数により行います。 この場合において、第38条(基本使用料等の支払い義務)第2項第3号の表に規定す る料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属す る日とみなします。
- (3)(1)の(オ)の規定による基本使用料の日割は、変更後の料金月に含まれる日数により 行います。

4 料金等の支払い

- (1) DISM eSIM KDDI 契約者は、DISM eSIM KDDI通信サービスに係る料金等の支払いについて、当社が定める期日までに、次の方法により当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
 - (ア) クレジットカード (VISA、MASTER、JCB、AMEXが利用可能です)
 - (イ)預金口座振替(金融機関との手続きが必要です)
 - (ウ) 請求書払い(審査の結果請求書払いをお受けできない場合があります)
- (2)(1)の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスに係る料金等の支払いについて、次のいずれかに

該当したときは、払込票の発行あるいは指定銀行口座への振込依頼を行います。この場合において、DISM eSIM KDDI 契約者は、(1)の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用してのお支 払あるいは指定口座への振り込みを行っていただきます。

- (ア)口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
- (イ) 口座振替による料金等の引き落としが2回連続で完了しなかったとき。
- (ウ) クレジットカード会社又は金融機関等により DISM eSIM KDDI 契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。
- (4) DISM eSIM KDDI 契約者は、クレジットカード支払いの場合の料金等の債権について、当社がソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社を通じて、各クレジット会社に譲渡することを承諾していただきます。
- (5)(4)の譲渡に関して、DISM eSIM KDDI契約者は、あらかじめ次の内容について同意していただきます。
 - (ア) DISM eSIM KDDI 契約者に係る法人名、担当者氏名、名称、住所若しくは居所、連絡 先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必 要な情報を当社が各クレジット会社に提供すること。
 - (イ) 各クレジット会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、各クレジット会社から当社へその旨の通知を受けること。
- (6)(4)の場合において、当社及び料金回収会社は、DISM eSIM KDDI 契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
- ※ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社の窓口等ではお支払いいただけませんのでご 注意下さい。

5 債権の買い戻し

- (1) 当社は、4(料金等の支払い)の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、各クレジット会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
- (2)(1)の規定により債権を買い戻す場合には、当社および料金回収会社は、DISM eSIM KDDI 契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

6 料金等の請求

当社及び料金回収会社は、第63条(請求書の発行)に規定する場合、その他、当社または 料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

7 料金の一括後払い

当社は、当社に特別の事情がある場合は、DISM eSIM KDDI 契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

8 料金等の臨時減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。
- (2) 当社は、(1) の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページ に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

9 消費税相当額の加算

DISM eSIM KDDI通信サービスに係る支払いを要する料金又は工事に関する費用の額は、この 約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条 により計算された支払いを要する額は、料金等適用に規定する税込額(消費税相当額を加算し た額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

10 延滞利息

DISM eSIM KDDI 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

11 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

12 前受金

当社は、料金または工事費について、DISM eSIM KDDI 契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

13 基本使用料の適用

基本使用料の適用については第38条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

14 料金種別

- (1) 当社は、当社が別に定める料金種別(以下「料金種別」といいます。)により、基本使用料を適用します。
- (2) DISM eSIM KDDI 契約者は、DISM eSIM KDDI 通信サービスの利用に先立って、料金種別のいずれかを選択していただきます。なお、DISM eSIM KDDI 契約の締結と同時に端末設備を購入(当社が別に定める方法に限ります。) しない DISM eSIM KDDI 契約者については、当社が別に定める料金種別に限り選択することができます。
- (3) 当社は、料金種別に係る契約者回線について、DISM eSIM KDDI 契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものまたは他人の通信を媒介するものと当社または携帯電話事業者が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日および変更する料金種別を DISM eSIM KDDI 契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更します。この場合においては、当社は、変更した料金種別を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、DISM eSIM KDDI 契約者に請求します。

15 付加機能使用料の適用

付加機能使用料の適用については、第38条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

16 通信料の適用

通信料の適用については、第39条(通信料の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

17 データ通信の測定

DISM eSIM KDDI 契約者が使用したデータ通信の情報量は、当社 (携帯電話事業者を含みます。) の機器により測定します。

18 料金種別の選択に伴う通信料の適用

DISM eSIM KDDI 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、当社が別に定める料金種別に対応する料金額を適用します。

19 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取り扱い

(1)過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障などにより正しく通話料が算定することができなかった日の初日(初日が確定できなときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2)(1)以外のとき

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(3)(1)の場合において特別の事情があるときは、DISM eSIM KDDI 契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

20 各種割引の適用

当社は、DISM eSIM KDDI 契約者から届け出があったときは、その契約者回線に係る基本利用料又はその契約者回線から行った通信に関する料金について、当社が別に定めるところにより選択制による割引等を適用します。ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する DISM eSIM KDDI 契約者からの届け出を承諾しないことがあります。

2 1 料金種別及び各種割引の変更など

- (1) DISM eSIM KDDI 契約者は、料金種別の変更または適用中の割引等の変更もしくは廃止を 行うときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、DISM eSIM KDDI 契約者が料金種別を変更したときは、適用中の割引等の変更又は廃止を行うことがあります。

22 解除料の適用

解除料の適用については、第39条の2(解除料の支払義務)に規定するところによります。ただし、当社が別に定める事由に DISM eSIM KDDI 契約者が該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

23 手続きに関する料金の適用

手続きに関する料金の適用については、第40条の2(手続きに関する料金の支払義務)に 規定するほか料金表に定めるところによります。

24 工事費の適用

工事費の適用については、第46条(工事費の支払義務)に規定するほか、料金表に定める ところによります。ただし、特別な作業を行う工事についての工事費の額は、別に算定する実 費とします。

25 ユニバーサルサービス料の適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第42条(ユニバーサルサービス料の支払義務)に規定するほか、料金表に定めるところによります。

26 電話リレーサービス料の適用

電話リレーサービス料の適用については、第43条(電話リレーサービス料の支払義務)に 規定するほか、料金表に定めるところによります。

28 付帯に関する料金の適用

付帯に関する料金の適用については、第41条(付帯に関する料金の支払義務)に規定するほか、料金表に定めるところによります。

別表

付加機能
 特にございません。

別記

1 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

_	
ı	14 /15 ++ 245 feb
	技術基準等
L	X102 1 3
	"一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
	端末設備規則(昭和60年郵政省令第31号)
L	

2 新聞社等の基準

17112112 17 1	利用に立め去す		
区分	区分基準		
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社		
	(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを		
	目的として、あまねく発売されること。		
	(2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。		
2 放送事	業 放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者及び有線テ		
者	レビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビ		
	ジョン放送施設者であって自主放送を行う者		
3 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース ((1) 欄の基準のすべてを備えた日刊新		
	聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報(広		
	告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社		

3 契約者の禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5)他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害 する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字 又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9)無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12)売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13)他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為 又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16)(1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
- (17) 特定事業者約款で禁止されている行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為
- (19) DISM eSIM KDDI 契約者は、契約者回線を DISM eSIM KDDI 契約者以外の者に再販売もしくは提供することはできません。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

5 端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、DISM eSIM KDDI 契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、DISM eSIM KDDI 契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) DISM eSIM KDDI 契約者は、(1) の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

- (1) DISM eSIM KDDI 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備(移動無線装置に限ります。以下この別記7において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理などを行っていただきます。
- (2) 当社は、(1) の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、DISM eSIM KDDI 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) DISM eSIM KDDI 契約者は、(2) の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

8 端末設備の電波法に基づく検査

別記7に規定する検査のほか、端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を 受ける場合の取り扱いについては、別記7の(2)および(3)の規定に準ずるものとします。

9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記7の規定に準ずるものとします。

10 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記8の規定に準ずるものとします。

11 自営端末機器の接続

(1) DISM eSIM KDDI 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気 通信設備を介して、自営端末機器 (DISM eSIM KDDI 通信サービスの契約者回線に接続する ことができるものに限ります。以下この別記11において同じとします。) を接続するとき は、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしてい ただきます。

- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記1の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2) アの技術 基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) DISM eSIM KDDI 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1) から(4) までの規定に準じて取り扱います。
- (6) DISM eSIM KDDI 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

12 自営電気通信設備の接続

- (1) DISM eSIM KDDI 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、DISM eSIM KDDI 通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記12において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2)当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記1の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社または携帯電話事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難 となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3) の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(4) までの規 定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを 当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

13 検査などのための端末設備の持込み

DISM eSIM KDDI契約者は、次の場合には、その端末設備(移動無線装置に限ります。)もしくは自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、当社が指定した期日にDISM eSIM KDDI通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 別記5または12の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (2) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

1 4 DISM eSIM KDDI 信サービスの利用の一時中断

当社は、DISM eSIM KDDI契約者から当社所定の方法により請求があったときは、DISM eSIM KDDI通信サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなくDISM eSIM KDDI通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

料金表

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第42条(料金及び工事に関する費用)及び第43条(基本使用料等の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

(1)	ア_ DISM eSIM KDDI通信サービスは次の種類があります。		
DISM eSIM	基本使用料内容		
KDDI通信	の種類		
サービス	DISM eSIM KDDI K D D I 株式会社の電気通信回線を利用した電気通信		
の種類	サービス		
	(1) DISM eSIM KDDIには、次のタイプがあります。		
	タイプ 内容		
	シングルタイプ│データ通信のみ利用可能なもの		
	イ DISM SIM契約者は、アに規定するDISM eSIM KDDI通信サービスの		
	種類・タイプについては、そのDISM eSIM KDDI契約の申込みと同時に料金		
	表第1(基本使用料)1(適用)(3)の中から選択していただきます。		
(2)	ア 当社は、2 (料金額) に規定する料金種別の基本データ容量により基本		
DISM eSIM	使用料を適用します。		
KDDI通信	イ 基本データ容量とは当社が料金表第2(通信料)に定める通信の帯域の		
サービス	制限を受けずに利用可能な通信量をいいます。ただし、その通信の帯域		
の基本使	の制限が、第34条(通信の利用を制限する措置)第3項に規定する制		
用料の適	限の場合は、この限りではありません。		
用	イ DISM eSIM KDDI契約者は、利用に先立って基本データ容量のいずれかを		
	選択いただきます。		
	ウ DISM eSIM KDDI契約者は、その利用するDISM eSIM KDDI通信サービスの		
	種類の変更をすることはできません。		
	エ DISM eSIM KDDI契約者は、その利用するDISM eSIM KDDI通信サービスの		
	料金種別の相互間の変更をすることはできません。		
(3)基	ア 基本使用料には、DISM eSIM KDDI通信サービスの種類及びタイプに応じ		
本使用料	て、次の料金種別があります。		
の料金種	(1) シングルタイプに係るもの		
別の選択	基本使用料の種類料金種別月間基本データ容量		
	DISM eSIM KDDI データ年額4年 無制限		
	イ DISM eSIM KDDI契約者は、DISM eSIM KDDI契約の申込みに際して、基本		
	使用料の料金種別を選択していただきます。		
	ウ DISM eSIM KDDI契約者は基本使用料の料金種別で年額を選択する場合		
	は、予めDISM eSIM KDDI利用権利付きの通信端末を購入いただくか、当y		
	社の指定する方法にて対応いただきます。		

2 料金額

(1) シングルタイプに係るもの

基本使用料の種類	料金種別	単位	基本使用料金額 (消費税込額)
	データ年額4年	1契約回線毎に4年額	オープン
DISM eSIM KDDI	データ年額4年について、基本使用料金額はオープンプライスとな		
	ります。		

第2 通信料

通信料の適用については、第44条(通信料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1 適用

1-2 データ通信に係るもの

2 データ通信に係るもの			
(1)デー	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について 1,0		
タ通信の適	24 バイトまでごとに1の課金対象データとし、2 (料金額)に規定する料金		
用	額を適用します。		
(2)契約	ア 当社は、DISM eSIM KDDI通信サービスの契約者回線との間のデータ通		
者回線に係	信について、データ通信総量速度規制(その契約者回線との間のデー		
るデータ通	タ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量(以下「累計課金		
信利用の制	対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量		
限	を超えたことを当社または携帯電話事業者が確認した場合、その確認		
	した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ		
	通信の伝送速度をエに定める最高128~256Kbit/sに制限		
	することをいいます。以下同じとします。)を行います。		
	イ シングルタイプに係るもの		
	│ │ 基本使用料の種類/ │ 基本データ │ 総量速度規制データ量 │ │		
	料金種別容量		
	DISM eSIM KDDI/ はし なし なし		
	データ年額4年		
	ウ 基本使用料の種類別の総量速度規制データ量を超えた場合の伝送速度		
	│ ││ 基本使用料の種類 総量速度規制データ量を超えた ││ │ 基本使用料の種類		
	場合の伝送速度(最高値)		
	DISM eSIM KDDI なし		
	エ データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社		
	が別に定めるところによります。状況を考慮して基本データ容量、総 量速度規制データ量は見直しすることがございます。		
(3) デー	ア DISM eSIM KDDI契約者は、基本使用料の料金種別の適用を受けている場合		
タ通信に係	次表に定める契約者回線との間の通信について、2 (料金額)に規定する		
る通信料の	データ通信に係る通信料の支払いを要しません。		
適用	基本使用料の料金種別		
	DISM eSIM KDDI/データ年額4年		
	L		
	電話事業者が判断した場合、アに定める取扱いを行わないものとします。		
	(ア) DISM eSIM KDDI契約者が、当社が指定するアクセスポイント以外での通		
	信を行ったとき		
	(イ) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。		
(4) テザ	DISM eSIM KDDI契約者は、テザリング利用をしていただく事はできません。		
リング利用			
機能の適用			

第3 解除料

1 適用

解除料の適用については、第39条の2(解除料の支払義務)の規定によるほか、次のとおり

とします。

契約解除	DISM eSIM KDDI契約者は、更新日の属する料金月及びその翌料金月以外の日や
料の適用	当社が定める利用期間(最低利用期間)に満たない期間にDISM eSIM KDDI契約
	の解除があったときは、契約解除手数料の支払いを要しません。
	ただし、利用期間中の解約時、残機関に相当する料金の返金はございません。

2 料金額 (料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分	ご利用開始年月日	料金額(消費税込額)
<i>t</i> >1	_	_
なし	_	_

第4 手続きに関する料金

手続きに関する料金の適用については、第40条の2(手続きに関する料金の支払義務)の規定のほか、次のとおりとします。(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分		単位	料金額 (消費税込額)
eSIM 再発 行手数料	DISM eSIM KDDI契約者より、通信端末の紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなeSIMの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金額。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、eSIM再発行手数料の支払いを要しません。	1契約ごと	3,500円 (3,850円)
MNP転 出手数料	非対応	_	-

第5 付随サービスに関する料金

付随サービスに関する料金の適用については、第56条(付随サービス)に規定するほか、次のとおりとします。(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区分		単位	料金額 (消費税込額)
請求書発	DISM eSIM KDDI 契約者から請求があったとき	発行1回ご	100円
行手数料	は、DISM eSIM KDDI 契約に基づき支払いを要す	とに	(110円)
	る額を記載した書面を発行し、その承諾を受け		
	たとき支払いに要する料金額。		
支払明細	DISM eSIM KDDI 契約者から請求があったとき	発行1回ご	400円
書発行手	は、当社が別に定めるところにより、その支払	とに	(440円)
数料・支	証明書(その DISM eSIM KDDI 契約者に係る料金		
払証明書	その他の債務が既に支払われた旨の証明書をい		
	います。)を発行し、その承諾を受けたとき支払		
	いに要する料金額。		
利用明細	DISM eSIM KDDI 契約者からの請求により、その	発行1回ご	100円
発行手数	DISM eSIM KDDI通信サービスに係る料金の通	とに	(110円)
料	知・お知らせなどの発行を受けたときに支払い		
	を要しまする料金額。		

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の発行手数料のほか、印紙代 (消費税相 当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

第6 窓口支払手数料

1 適用

窓口支払手数料の適用については、第44条(窓口支払手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

窓口支払手数料の適用			
(1)適用除外	料金等の適用4(料金等の支払い)(3)(ア)による払込票の 発行については、2回まで窓口支払手数料の支払いを要しませ ん。		

2 料金額

払込票1通ごとに(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

区	分	料金額(消費税込額)
窓口支払手数料		150円 (165円)

第7 督促手数料

督促手数料に関する料金の適用については、第51条(支払手数料の支払義務)の支払い義務の 規定によるほか、次のとおりとします。(料金表の()内の金額は消費税込の金額)

がたによる。 (4) 型は (4) 型は (4) 型は (5) 型は			7/11 5元 170 2二 47 3三 155 7
区分		単位	料金額(消費税込額)
督促手数料	DISM eSIM KDDI 契約者は、当社又は	1 支払	300円
	料金回収会社が督促通知(料金その	督促ご	(330円)
	他の債務の支払いを求める行為であ	とに	
	って、当社が行う会員契約の解除の		
	予告を伴うものをいいます。以下同		
	じとします。)を行った場合に、その		
	支払期日を経過してもなお支払いが		
	なかったときに支払いを要する料金		
	額。		

第8 ユニバーサルサービス料に関する料金

区分	料金額(消費税込額)
ユニバーサルサービス料	契約時期問わず可変 ※

※当該利用月のユニバーサルサービス料については、当社ホームページ「「DIS mobile 各種サービスに於けるユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料について

(https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/dism_universal_service.pdf)」を参照ください。

※料金種別が年額のサービスについては毎月のお支払いは発生いたしません

第9 電話リレーサービス料に関する料金

区分	料金額(消費税込額)
電話リレーサービス料	契約時期問わず可変 ※

※当該利用月の電話リレーサルサービス料については、当社ホームページ「DIS mobile 各種サービスに於けるユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料について

(https://www.dismobile.jp/agreement/pdf/dism_universal_service.pdf)」を参照ください。

※料金種別が年額のサービスについては毎月のお支払いは発生いたしません

第10 工事費

区分	料金額(消費税込額)
工事費	別に算定する実費とします。